



ここに掲載されている意見は、第3回検討委員会のグループ討議で出された意見を整理したものであり、検討委員会で合意されたものではありません。

□ = 第2回検討委員会で出された意見
○ = 第3回検討委員会で出された意見

をそれぞれ表しています。

※意見にあるA、B、Cはそれぞれ、第3回検討委員会でのグループを表しています。

何を検討すべきか (検討テーマ)

□ 条例のつくり方・ポイント

◇ わかりやすさ

・市民に理解しやすい条例に

A) 市民の納得できる条例に

A) 条例の前文をつくる

◇ 川崎市らしさ

・川崎市の独自性を打ち出す

A) 川崎市のイメージをどのように具体化するのか(つくり方に大きく関わる)

◇ 他自治体の条例のよいところを活かす

A) 条例の枠組みづくり

C) 言葉の定義づけ(例えば自治体、例えば市民)

・条例によるコスト増へ配慮

□ 自治体って何?

○ 自治の基本

= 市民が主役のまち

B) たくさんの人々が同時に中心になれるのか

・自治の基本 = 「市民が主役」を共通認識として

・市民のためにあり、地域のことは市民自らが責任を持って決めていくことを基本にしたい

・市民の平等を実現できる

・人間と自然、環境の共生を実現

国 = 地方の対等な関係
(「地方主権化社会」)

B) 自治体とは自分たちで自らの事を処置すべき(他からの干渉はすべきでない)

○ 自治するまち・川崎

・自治するまちのイメージづくり



・自治するまちのイメージの共有化

市民の生活が優先される

B) 市民生活優先の都市自治分権の確保

・市民生活優先の都市像(川崎市)を実現する、自治分権(市民主権)の確保

・市民の権利が前面に出される

自治する市民がはぐくまれる

C) 自治する市民を創出するような条例を

B) 市民の自治意識の向上、作りだし

市民生活が楽しくなる

B) 市民として誇りが持てて、隣人とも市民同士でも楽しく生活できる様な条例

市民と行政がともにある

A) 多層性のあるチェックシステム、多様な参加、それが自治

C) 市民と行政の共同体

B) 市民中心、市民と行政が一体化するための条例

条例で何ができる、何が変わる

・条例の解釈問題
→具体的に「何ができる、何が変わる」をきちんと出していく

B) 何ができるかを明確に、具体的に

B) 「条例で何ができる、何が変わる」現状を具体的に、AさんをモデルにしBさんをイラストで

どのように規定するか

(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)

市民にわかりやすい表現に!

・平易な文章で作成

B) 条文はあまり多くないこと

C) シンプル、平易に、わかりやすく
※そのための基準は義務教育修了レベルが望ましい

B) 条例は市民がわかりやすいよう、やさしい文章にする(特に横文字は駄目)

B) 条例に横文字はやめる

C) メリットを実感できる条例に

C) わかりやすい言葉の条例に

・現在の行政運営の枠を取り外す

B) 大胆な内容にする

前文への理念の表現方法

C) 前文を盛り込み、理念を明記

B) 川崎市の理念を明確に

B) 基本となる条例の理念についての解釈の統一化を図れるような表現を(誤解がないように)

B) 理念は格調高く

・フィードバックするつもりで、条例を憲法や法律へ加える

・総合計画の理念と条例の理念の整合を図る

川崎らしさ

B) 川崎らしい特徴を入れる(理念)

川崎の特徴

B) 川崎は細長く、近代工業都市から居住地まで広く存在する

B) 人、社会、自然等の豊かさ

▶ 歴史・生いたち・地形・産業・住んでいる人たち・・・

A) 他の市町村で完成している条例に盛り込まれているもので、大事なものは当然入れていく